



# 栃木県公報

令和3(2021)年  
3月5日(金)  
第184号

## 目次

### 告示

○県税に関する申告期限の延長	173
○一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請	173
○生活保護法による指定施術機関の名称等の変更	174
○地籍調査事業計画の決定	174
○道路の区域の変更	175
○道路の供用開始	176
○車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定	176
○指定管理者の指定に係る変更	176

### 公告

○開発行為の工事完了	177
------------	-----

### 人事委員会

○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正	177
--------------------------	-----

## 告示

### 栃木県告示第102号

栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）第13条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の55第1項及び第2項又は同条例第66条第1項に規定する個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が知事に対して行う申告のうち、令和2年所得に係るものの期限（令和3（2021）年2月2日から同年4月14日までの間に到来するものに限る。）については、その期限を同月15日まで延長する。

令和3（2021）年3月5日

栃木県知事 福田 富一  
（税務課）

### 栃木県告示第103号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、同項の規定により当該申請に係る書類を縦覧に供するので、同条第6項の規定により、利害関係を有する者は、令和3（2021）年4月19日までに栃木県県北環境森林事務所長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和3（2021）年3月5日

栃木県知事 福田 富一

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
東武商事株式会社 代表取締役 小林 増雄  
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東四丁目4番地4
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
栃木県那須塩原市北赤田1575番3外
- 3 一般廃棄物処理施設の種類  
ごみ処理施設（焼却）

- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
一般廃棄物（可燃ごみ）及び特別管理一般廃棄物（ばいじん、感染性一般廃棄物）
- 5 申請年月日  
令和3（2021）年1月15日
- 6 縦覧場所  
栃木県環境森林部廃棄物対策課、栃木県北環境森林事務所環境部環境対策課及び那須塩原市市民生活部  
廃棄物対策課
- 7 縦覧期間  
令和3（2021）年3月6日から同年4月5日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 8 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 9 意見書の記載事項
  - (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (3) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
  - (4) 一般廃棄物処理施設の設置に関する利害関係の内容
  - (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

(廃棄物対策課)

栃木県告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第2項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定施術機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3（2021）年3月5日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令和3（2021）年 1月27日	梅津 勇貴	那須塩原市本郷町6-30 （那須塩原市阿波町117- 1066 ヴィラージュ102）	博愛堂整骨院	那須町高久乙3375-2115

(注) 表中の（ ）内は変更前のもの

(保健福祉課)

栃木県告示第105号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和2（2020）年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

令和3（2021）年3月5日

栃木県知事 福田 富一

調査を行う者の 名 称	調 査 区 域	調 査 期 間

益子町	益子町のうち山本XⅢ、前沢Ⅰ及び上大羽Ⅰ地区	令和2(2020)年5月26日から 令和3(2021)年12月28日まで
茂木町	茂木町のうち深沢Ⅳ、黒田Ⅰ及び青梅Ⅰ地区	
栃木県森林組合 連合会	大田原市のうち大田原市須賀川B地区、那須塩原市の うち那須塩原市高林A及び那須塩原市高林B地区、那 須町のうち那須町伊王野A及び那須町伊王野B地区、 那珂川町のうち那珂川町大那地A地区	

(農村振興課)

栃木県告示第106号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3(2021)年3月5日から同年4月5日まで一般の縦覧に供する。

令和3(2021)年3月5日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 294号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	大田原市湯津上字小林1516-1から 大田原市狭原字西裏373-2まで	6.7~11.5	1096.7	
	後	大田原市湯津上字小林1516-1から 大田原市狭原字西裏373-2まで	11.6~15.9	1096.7	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 佐野古河線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
9	前	佐野市馬門町字北野1925-5から 佐野市馬門町字北野1860-6まで	14.0~16.0	444.5	
	後	佐野市馬門町字北野1925-5から 佐野市馬門町字北野1860-6まで	14.0~16.0	444.5	

III

道路の種類 県道

路線名 一般県道 宝積寺停車場線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	塩谷郡高根沢町大字石末2093-10から 塩谷郡高根沢町大字石末2065-4ま	8.1~13.1	13.8	

101		で			
	後	塩谷郡高根沢町大字石末2093-10から 塩谷郡高根沢町大字石末2065-4まで	8.1～12.0	13.8	

栃木県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3（2021）年3月5日から同年4月5日まで一般の縦覧に供する。

令和3（2021）年3月5日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
61	主要地方道 真岡那須烏山線	芳賀郡芳賀町大字祖母井521-3から 芳賀郡芳賀町大字祖母井788-2まで	令和3（2021）年 3月5日

栃木県告示第108号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条の規定により公示する。

令和3（2021）年3月5日

栃木県知事 福田 富一

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の区間

道路の種類	路線名	指定する道路の区間
県道	岩舟小山線	栃木市岩舟町和泉字宿北側1417-3から 栃木市岩舟町静和字新田2127-3まで

2 指定する期日

令和3（2021）年4月1日

(道路保全課)

栃木県告示第109号

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第7条の規定により指定管理者から変更の届出があったので、同条例第8条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3（2021）年3月5日

栃木県知事 福田 富一

施設の名称	指定管理者の名称	変更事項	変更前	変更後	変更の年月日
栃木県体育館分館	環境整備株式会社	指定管理者の代表者の氏名	代表取締役 竹島 秀幸	代表取締役 辻中 昭彦	令和3 (2021)年 2月1日

(教育委員会事務局スポーツ振興課)

## 公 告

### ○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3（2021）年3月5日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
下野市柴字赤面28番19	下野市柴28番地1	角 田 秀 美
下野市柴字新田浦185番18	下野市柴93番地2	平 山 直 範
下野市橋本字館内494番、494番2、495番3	下野市石橋169番地1 エクラーヂュ 201	西 岡 美 穂 西 岡 博 成
下都賀郡壬生町大字藤井字宿坪949番2、950番1、1283番12、1284番5、字渡ノ宮1310番2、1311番3、1315番4、1315番5	東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブニーイ レブン・ジャパン
下都賀郡野木町大字野渡字漆原1238番1	茨城県古河市本町三丁目2番20号ア メニティハウス本町II-101号	鈴 木 尚 子
さくら市氏家字下野3216番1、3215番6、3215番4、3215番5、3215番3、3213番21、3213番21地先	さくら市氏家2895番地2	株式会社エイシン
那須烏山市三箇字室ノ木185番14、185番15、187番4、188番13、189番2、190番2、192番3、192番5	那須烏山市三箇183番地1	社会福祉法人正州会

(都市計画課)

## 人 事 委 員 会

### 栃木県人事委員会規則第一号

職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月五日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

### 職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務手当の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 (防疫作業に従事する職員の特務手当の特例)</p> <p>2 条例附則第二項の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 (防疫作業に従事する職員の特務手当の特例)</p> <p>2 条例附則第二項の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。</p>

一 三 略

四 新型コロナウイルス感染症の患者の療養のための宿泊施設その他これに準ずる施設（以下「宿泊療養施設等」という。）において行う新型コロナウイルス感染症の患者の日常生活の支援又は健康管理の作業

五 患者等と直接面談の上行う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告又は新型コロナウイルス感染症の患者であつて宿泊療養施設等に入所するものと直接面談の上行う当該入所についての説明の作業

六 警察職員が行う次に掲げる作業

イ 第七条第五号に掲げる業務に係る作業（新型コロナウイルス感染症の患者に対して行うものに限る。）

ロ 第七条第十五号又は第二十号に掲げる業務に係る作業（患者等に対して行うものに限る。）

七 略

3 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当（条例附則第二項の規定による防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当をいう。）の額は、従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 略

二 前項第三号から第六号までの作業 三千円

三 前項第七号の作業 三千円（同項第一号及び第二号の作業に相当する作業に従事した場合にあつては、四千元）

一 三 略

四 新型コロナウイルス感染症の患者の療養のための宿泊施設その他これに準ずる施設  
において行う新型コロナウイルス感染症の患者の日常生活の支援又は健康管理の作業

五 略

3 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当（条例附則第二項の規定による防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当をいう。）の額は、従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 略

二 前項第三号及び第四号の作業 三千円

三 前項第五号の作業 三千円（同項第一号及び第二号の作業に相当する作業に従事した場合にあつては、四千元）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、令和二年二月一日から適用する。